

古代初期日朝関係史——とくに好太王碑文辛卯年条を中心として——(上)

小林 敏 男

はじめに

本稿で扱う日朝関係史は、四・五世紀の初期日朝関係史である。四世紀は「空白の四世紀」「謎の四世紀」といわれて久しい。三世紀の『魏志倭人伝』の女王国・邪馬台国、五世紀の『宋書倭国伝』の倭五王の間にあつて、四世紀の対外関係史料は、石上神宮蔵七支刀銘と中国吉林省集安市にある高句麗好太王碑文(四世紀末から五世紀にかけてのものであるが)の金石文が安全な史料として活用されている。問題は、『古事記』『日本書紀』(以下、記・紀とする)がそのままでは使えないことである。また『三国史記』にも倭人・倭国関係の記事がとくに「新羅本紀」に集中してみえるが、これも孤立したものとなつていて信憑性が今一つであるといわれている。したがつて、近時の初期日朝関係史(とくに四世紀の場合)はいきおい金石文からできうる限りの情報を引つ張りだしてくるということになる。とすると金石文の一部分の情報から日朝関係史全体を規定してしまう危険性がつねにともなう。金石文はたまたま残つたほんの一部の情報しか伝えていないからである。またその文字の確定もむずかしい。筆者は『日本書紀』(紀)を利用した日朝関係史への道を積極的に模索すべきだと思つてゐる。『紀』にはかなりの量の情報が詰まつているのであるが、作為・造作、ヤマト朝廷中心史観という外在的・公式的見解のもとに切り捨てられているのが実情である。実証主義が歴史学の王道であることはわかるが、それが『紀』活用の可能性の道を閉ざしてしまうのは愚である。

1

初期日朝関係史のうち百済と倭国との関係を考えるうえで第一級の史料とされているのは七支刀銘文である。銘文の文字の確定はほぼ落ち着いたようだ。

(表) 泰和四年十一月十六日丙午正陽 造百鍊鍔七支刀 出辟百兵宜供侯王 □□□□^作
(裏) 先世以来未有此刀 百濟王世子奇生聖音故為倭王旨造 伝示後世

異説はあるものの右銘文の泰和四年が東晋の三六九年であることは通説となっている。右の日済關係が百濟王(近肖古王)もしくは世子(近仇首王)がこの七支刀を倭王に献上したとする献上説と、百濟王もしくは世子が倭王に下賜したものとする下賜説が朝鮮史家も混じえて長い論争史をなしてきたが、すくなくとも日本側の研究者の間では、日済關係が上下關係ではなく対等關係を示すものであって、それは百濟側からの軍事同盟の提携であつたとされている^①。

百濟が倭国に軍事同盟の提言をした背景に高句麗の南下政策があつたことは周知の事実であろう。三韓時代、漢江流域(ソウル市南部)の馬韓の一国伯濟国(『魏志』韓伝)が百濟国として建国するのは、三二二・四年の高句麗による楽浪・帶方二郡の滅亡以後であつたろう^②。二郡の滅亡によつて前一〇八年漢の朝鮮四郡設置(楽浪・臨屯・玄菟・真蕃の四郡。帶方郡は公孫度^{たく}が遼東郡を支配した時、楽浪郡の屯有^{とんゆう}県以南をもつて設置し韓族を支配した)以後、中国の朝鮮半島に対する郡県支配は終りを告げた。その結果、南部朝鮮の韓諸国は政治的に大きく伸張し、百濟・新羅の建国をみ、高句麗との抗争という舞台も用意されることになる。もつともこの二郡の滅亡は倭国にとつても切実なものであつたはずである。五七年の倭奴国王の後漢王朝への遣使、一〇七年の倭国王帥升等の同じ後漢への遣使(『後漢書』東夷伝倭人条)、さらに魏の時代に入つて、二三九(景初三)年、二四〇(正始元)年、二四三(正始四)年の倭女王卑弥呼の遣使、さらに二四七(正始八)年に女王国と狗奴国との抗争をめぐつて帶方郡と卑弥呼との間に交渉があつた。卑弥呼の死後、倭国女王^{むす}与の遣使(二四八||正始九年か)がみえ(以上、『魏志』倭人伝)、二六六(泰始二)年の倭女王(与^{むす}与であろう)の西晋への遣使(『日本書紀』神功皇后紀六十六年所引晋の起居注、『晋書』武帝紀)以後、倭国は中国史書からは消えてみえない。

倭国は後漢時代は楽浪郡、魏の時代は帶方郡を通して中国王朝と通交していたのであるが、二郡の滅亡は倭国にとっては中国への通路を失つたことになる。このような新しい情況について、未松保和は「かかる新事態は、少くとも三百年來の、倭人の半島に於ける活動を、殆ど全面的に拒否し、倭人が半島に持った勢力を破壊する結果を将来するものである。故に倭人は、三六〇年代に於ける百濟の請求・願望ある日を待つまでもなく、否な、百濟・新羅の統一の進行を相平行して、現に何等かの対応策を実現したであろう。さしづめ倭人は、狗邪国(『魏志』韓伝の弁辰狗邪国―筆者)を以て、韓地に於ける第三の統一の中心として、全韓地の統合を企図せざるを得なかつたであろうし、遠くは楽浪・帶方に至る半島西岸及び南岸の海上権の維持についても、苦心するところなければならなかつたであろう」といわれている。未松は、『魏志』倭人伝の狗

邪韓国（今の洛東江の江口、釜山・金海地方）は、倭人の拠有する所となっており、倭人は三世紀中頃以来、「其処を韓地に対する政治的活動・経済的活動の策源地とする」ともに、他面、楽浪・带方通航路の中継地とした」との認識を示していた。^④

この点に関して榎一雄^⑤は「しかし、もし倭人が釜山・金海方面に根拠をもっていたとすれば、三一三年楽浪・带方二郡が没落してから、三六六年日本使節が百済と連絡するまで或いは三六九年までの、半世紀の間、倭人の半島における行動について、これを想像させる記述さえ残されていないことは甚だ不思議ではないか。（中略）。外国の形勢に敏感な倭人が、二郡の滅亡という大変動から半世紀の間、何等の行動に出なかつたとは到底信ぜられない」とし、「倭の女王の大陸への通交は晋の泰始二年（二六六）を最後としてぶつとりと絶え、三六四年に至って百済との交流が始まろうとするまで、約一百年間の日本の動向は全く明らかでない。しかしこの期間こそ日本にとって最も重要な時期の一つであった。それはすなわち東北の一部、関東・中部・近畿・四国・九州の大部分が統一せられた時期であり、大陸への新たな発展の準備の期間であったと見られるからである。そして楽浪・带方二郡の滅亡が百済・新羅両国の統一を促進したと同じように、日本もまたこれによってその統一を促進されたに相違ない。否、それは単に国内の統一を速めたばかりでなく、日本に半島の領域を拡張する機会を与えたものであった」とされる。^⑥

議論は、少しばかり先走ったかもしれないが、二郡滅亡後の倭人・倭国の対応をどうみるか、南韓の地、弁辰狗邪国（『魏志』倭人伝の狗邪韓国）の地の倭人の領有をめぐる問題ともからんで日朝関係史の大きな課題がある。

今日、研究史的には三世紀中頃、韓地の狗邪国（のちの金官加羅^⑦、南加羅）を倭人が領有していたとする未松の見解については否定説が強い。一方、本来この地を中心に伽耶（加羅）地域に倭人の政治集団が居住していたとする見解^⑧もあるが、これも一説にとどまっている。^⑨右の研究史を考慮に入れて榎説の線で考えるべきであろうか。この点はそう簡単な問題でもない。今日、四世紀後半に日本列島がヤマト王権によって統一されていたとする点についても否定説が有力であるからである。そこで問題としたいのは、『三国史記』新羅本紀にみえる倭関係記事である。

2

以下、佐伯有清編訳『三国史記倭人伝^⑩』の付録年表によって、四世紀までの新羅と倭関係の事項をあげておこう。

朝鮮三国・倭・日本関係年表

西暦	新羅王年代	事項
前五〇	赫居世	八 ○倭人、兵をつらね辺を犯そうとする（一）

※佐伯有清編訳『三国史記倭人伝』※上段の新羅と倭関係の事項のみを掲げた。

二九四	々	一	⑩倭兵、長峯城を攻める〔二二〕
二九二	々	九	⑥倭兵、沙道城を攻め落とす〔二二〕
二八九	々	六	⑤倭兵、至るといふ〔二〇〕
二八七	儒礼王	四	④倭人、一礼部を襲う〔一九〕
二八三			○于老の妻、倭の使臣を襲し、焚殺して報復する〔九六〕。倭人、金城を攻める〔九七〕
二六二	未鄒王の代		○倭国の大臣、来聘する〔九五〕
二五三	々	七	○于老、倭国の使臣葛那古に戯言する〔九二〕。○倭王、將軍于道朱君を遣わして新羅を討つ〔九二〕。○于老、倭軍のもとに至り弁明する〔九三〕。○倭人、于老を捕えて殺す〔九四〕
二四九	沾解王	三	④倭人、于老を殺す〔一八〕
二三三	々	四	⑤倭兵、東辺を侵す〔一六〕。⑦于老、倭人と沙道で戦う〔一七〕
二三二	助賁王	三	④倭人、金城を囲む〔一五〕
二〇八	奈解王	一三	④倭人、国境を犯す〔一四〕
一九三	伐休王	一〇	⑥倭人、大いに飢えて、食を求めて来る者一、〇〇〇余人〔二三〕
一七三	々	二〇	⑤倭の女王卑弥乎、死者を遣わす〔二二〕
一五八	々	五	③倭人、来聘する〔一一〕・〔一一一〕
一二三	阿達羅王	四	○延鳥郎、東海で採藻中、一巖(あるいは一魚)が、背負つて日本に送る。日本人、異常の人として王に立てたといふ〔二六八〕
一一二	祇摩王	一〇	④倭人、東辺を侵す〔八〕
七三	脱解王	一七	○倭人、木出島を侵す〔七〕
五九	脱解王	三	⑤倭国と結好する〔六〕
後一四	南解王	一一	○倭人、兵船一〇〇余艘をもつて海辺の民戸を襲う〔四〕
二〇	々	三八	②瓠公、馬韓王に下韓・倭人など新羅に畏懐していることを説く〔二二〕、瓠公、もと倭人といふ〔三〕

二九五	儒礼王	一二	⑧倭人、しばしば城邑を犯すという〔二二二〕
三〇〇	基臨王	三	①倭国と交聘する〔二二四〕
三一二	訖解王	三	③倭国王、使者を遣わし、子のために婚姻を求める〔二二五〕
三四四	〃	三五	②倭国、使者を遣わし、婚姻を請うも、断る〔二二六〕
三四五	〃	三六	②倭王、移書して絶交する〔二二七〕
三四六	〃	三七	①倭兵、風島に来襲し、辺戸を抄掠し、さらに金城を囲む〔二二八〕
三六四	奈勿王	九	④倭兵、大いに至る〔二二九〕。倭人、衆を待んで直進する〔三〇〇〕。倭人、敗走する〔三二一〕
三六九			
三七二			
三九〇	〃	三六	〇倭王、使者を遣わし、美海（末斯欣）を派遣するように要請する〔二一六〕。王、美海を倭に送る〔二一七〕
三九一			
三九三	〃	三八	倭人、金城を囲む。独山に追ひ、挾撃して大いに敗る〔三三二〕

すでに指摘されているように年表を通覧すると、倭王・倭国が主体の場合は国家間の外交、倭兵・倭人が主体の場合は、新羅への侵攻・戦闘というように使い分けられている。この場合、「これらの二つの記事群は、それぞれの記事の文体・内容およびその配列から異系統の史料群である」という見解と、「この二つは、異なった主体を予想させるものでなく、いずれも「倭本国」を背後に意識して用いられ」と判断する見解があるが、具体的な実態ということになると信憑性の問題も含めてむずかしい。

すでに指摘されていた二六六年の倭女王志与から三六九年の倭国と百済との通交までの百年間の空白期に対して『三国史記』の倭人・倭国関係はこの期間も記事は濃密である。『三国史記』の信憑性もあって、明確な答えをだすことはできないが、右の百年間の空白期は日本列島内におけるヤマト王権の統一政権づくりであって、朝鮮半島進出の準備期間とみる榎説が妥当というわけでない。榎説はあまりにも予定調和的である。やはり、『三国史記』新羅本紀の倭人・倭国関係記事は無視できないのではなからうか。

筆者はすでに邪馬台国に関する初めての論文を発表したが^⑩そこでは魏王朝から冊封された倭国を女王国連合（卑弥呼を倭王とする北九州諸国

連合)とし、一方、新興国家の邪馬台国を畿内大和の地に比定し、邪馬台国と女王国との共存・対抗関係を想定し、三代を二元的な政治構造(邪馬台国と女王国を別個の存在とみる)とみた。したがって、二六六年の倭女王菟与の遣使は北九州連合の女王国であって、この女王国は、三一三・四年の二郡滅亡前後には畿内大和の邪馬台国(その発展としてのヤマト政権)に吸収されていたとおもわれる。

日朝関係史の権威であった三品彰英^⑧によると、「新羅本紀の記載で一応史料の利用に耐え得るものは四世紀後半、奈勿麻立干の頃からであるが、紀年にとられなければ助賁尼師今紀^⑨までは或る程度の利用が可能である。それ以前になると全く伝説時代である」と指摘されている。即ち、三品によれば赫居世王から奈解王までの記事は伝説時代の事に属するという。これをうけた木下礼仁^⑩によれば、史実とは考えにくいこれらの記事は、『三国史記』が編纂されるにあたって、伝説時代を埋めるために付け加えられた蓋然性が高いといわれている。したがって、筆者の問題としている時期の助賁王(二三二)から訖解王の三四六年までの記事は、三品によれば、紀年上不安があるが、「或る程度の利用が可能である」ということで、この時代の記事が全く排除されていないことに留意したい。

この点について慎重な判断をされる吉田晶^⑪も「こうした倭関係の記述がどの程度にまで史実を伝えるかについては慎重な検討も必要であるが、弥生時代以来、倭人社会が南部朝鮮地域から各種の文化・文物の供給を求めていたことからすると、今日のわれわれから見ると不幸なことであるが、世界史上、未開社会において、先進的諸種族の富や技術を求めて後進的諸種族の侵略や略奪が行われていたことと、基本的に共通する歴史的事象であった可能性を認めておく必要もあるだろう」(傍線、筆者)といわれている。この吉田の見解が、倭人・倭兵の侵入・交戦を一律的に海賊的・倭寇的な集団のそれとみなす見解^⑫につながるものとすればにわかに賛成できないが、『三国史記』新羅本紀の倭関係記事を積極的に認めていこうとする立場にたったものとして評価できる。

そもそも吉田のいうように南部朝鮮は先進地、倭国は後進地という対比が成立しうるものかはなほだ疑問である。倭兵が襲撃したとする地は慶州(金城王城の地)を中心とした周辺の城であるが、この地は三世紀代はまだ三韓のうちの辰韓の地で斯盧国を中心とした城郭連合体制であったとおもわれるが、『魏志』韓伝によると辰韓とその南の弁韓(弁辰)とは雑居していたとあり、現に弁辰条には、弁韓(辰)・辰韓各々十二国、合二十四国が混在した形でのせられている。辰韓・弁韓は『魏志』をみると、馬韓五十四国とは大部様相を異にする国々であつたらしく、馬韓には城郭が無いが、辰韓・弁韓には城郭・城柵があると記され、また弁韓と辰韓とはその言語・法俗が似ているとあるのに対して、馬韓とは言語が同じでないとしている。岡田英弘^⑬は、辰韓・弁韓の先進性に対して馬韓の野蛮性を指摘している。

辰韓の成り立ちについて、『魏志』辰韓の条では耆老伝として「古之亡人避秦役来適韩国、馬韓割其東界地與之」と秦(始皇帝の秦)とむすびつけている。この点に関して、岡田英弘^⑭は、真蕃郡の洛東江流域設置説に立って「この地方には前一〇八(前八二年)真蕃・臨屯二郡

の廃止―筆者)の二十六年間、真蕃郡の十五県が置かれていて、万を以て数える中国人が入植したのである。真蕃郡が廃止されたあとも楽浪郡の南端の含資県から中国商人は絶えずこの地方に来ていたはずで、それが王莽から後漢のはじめにかけての混乱時代に、多数の中国人がこの地方に流れこんで定住する因縁になったと思う」といわれている。李成市も真蕃郡との関係に注目し「漢土からの里程のうえで慶州付近が郡治の候補地としてあげられるという指摘^②」をふまえて「この地方に燕・齊地域の方言とは異なる秦の語彙が伝わるというのは漢代初期の郡県設置に伴い内部の人びとの移住があつたことの名残とみてよい」とされ、「後世、秦との関連が強調されたのは、真蕃↓辰韓↓秦韓と同一の音にひきつけて附会されたからであ」つたとされている。

周知のように『魏志』韓伝には、弁辰「国出鉄、韓・濊・倭皆從取之、諸市買皆用鉄、如中国用錢、又以供三郡」とある。又『後漢書』韓伝でも、同じ部分が辰韓「国出鉄、濊・倭・馬韓並從市之・凡諸貿易以鉄為貨」とある。「国」が弁辰・辰韓の違いがあるが、辰韓・弁辰は雑居の状態であるから、容するに弁辰・辰韓の地―おそらく産鉄生産の中心地の慶州(斯盧国)から金海地方(弁辰狗邪国)は濊・馬韓・倭人達にあつまる一大交易センターの様相を呈していたのであろう。

李丙焘は、従来、辰韓とみなしてきた十二国を弁韓十二国とともに弁韓の中に含めて考えている。したがって弁韓(弁辰は弁韓の旧名)は二十四国を数えることになる。その場合、辰韓は弁韓の北方、馬韓の東北部に展開する国とみる。

『魏志』韓伝の中の弁辰の条に以下のように弁辰十二国と辰韓十二国の二十四国をあげている。

有己祗国・不斯国・弁辰弥離弥凍国・弁辰接塗国・勤耆国・難弥離弥凍国・弁辰古資弥凍国・弁辰古淳是国・冉奚国・弁辰半路国・弁樂奴国・軍弥国・弁軍弥国・弁辰弥烏邪馬国・如湛国・弁辰甘露国・戸路国・州鮮国・馬延国・弁辰狗邪国・弁辰定漕馬国・弁辰安邪国・馬延国・弁辰瀆盧国・斯盧国・優由国・弁辰韓合二十四国、大国四五千家、小国六七百家、総四五萬戸、其十二国属辰王常用馬韓人作之、世世相繼、辰王不得自立為王(傍線、筆者)

李は右の記事をとりあげ「弁辰の字をつけるとつけないのは、けつして弁韓と辰韓とを区別するための表示でなく、ただそのあいだ、政治的、その他なんらかの理由によって目支国(月支国が日本では一般的―筆者)の『辰王』との付庸関係から離脱したものと、しないものとの区別をあらわしたものである。『其十二国属辰王』といったのは、つまり弁辰の字をつけない十二国のそれを指称したもので、それらは前のとおりに、辰馬の主である辰王(目支国)に属したということになる」とし、弁辰十二国が『辰王』との付庸関係から離脱した理由と年代は、不確実であ

るけれども、おそらく中国との交易関係からではないかと推察される。前日には日支国を通ずる楽浪との間接的な交易にすぎなかったが、いまは洛東江を通じて海路から南海、西海を経由して、直接楽浪との交易をすることができきつかけになったためであろうとおもわれる。その時期はたいい前漢末あるいは後漢のはじめごろと推察される²⁶といわれる。

李の辰韓・弁韓論に対しては、真蕃郡の位置や辰王との関連、弁辰と弁韓の名称の問題もあつて、筆者は今では自分の見解をもたないが、氏が弁韓十二国と従来の辰韓十二国との区別を辰王との付庸関係を離脱した国々（弁韓十二国）と持続している国々（辰韓十二国）に分けて考察したのは興味深い（もつとも韓伝の「其十二国」は、全体の韓伝からみて弁辰をつけない従来の辰韓十二国であることは間違いないのであるが）。おおむね、洛東江下流を中心として西部、慶尚南道の地の弁辰十二国と、洛東江上流から東部の慶尚北道の地の辰韓十二国とは、辰王との対応関係や、その交易―交流ルート上の確保や、楽浪郡との対応めぐって確執関係にあり、おそらく弁辰狗邪国に交易ルートや中国楽浪郡への交通ルートの拠点をもつ倭国や倭人勢力が慶州を中心とした斯盧国に度々攻撃の鋒先をむけたものであろう。したがって、倭兵の襲撃を経済的物資をねらつての海賊集団の略奪行為とみるのは当時の実情にあわない。その襲撃は、交易を背景にもつたまさしく政治的な戦争であつたとみれる。研究史的には、『三国史記』は管見の限りではあるが、近年肯定的に理解されてきており、問題の時期三世紀初から四世紀中葉までの倭関係記事も史実の確定は今後に残されているもの全く排除してしまうのは惜しい史料といえよう。推測の域は出ないのであるが、三世紀代の倭王・倭国を女王国連合、倭人・倭兵の居住地を木下礼仁にしたがって「洛東江下流域から慶尚南道の東南海岸地帯、それに対馬あたりまでを含む地域」と判断しておきたい。そして、これらの倭人集団の背後に平野邦雄のいうように倭国・倭王の存在を考慮しておいた方がよいであろう。勿論、四世紀後半以降の倭国は畿内大和のヤマト王権であることはより蓋然性が高い。

3

倭国Ⅱ女王国連合Ⅱ北部九州の立場にたつ限り、やはり最後の遣使二六六年以降、三二三・四年の二郡滅亡前後が畿内大和のヤマト王権（これを邪馬台国の後身とみる）との交替の時期であると考えられる。そして、ヤマト王権は二郡滅亡前後なんらかの形で朝鮮半島に関与してくるとみた方がよい。

この辺を考える材料として好太王碑文を検討してみたい。好太王碑文は、長寿王二（四一四）年に建立されたもので、長寿王は先代の好太王（広開土王、諱は談徳）の勲功と後世に伝えるために銘を刻んだという。

碑文で問題となる箇所は第一面の永樂五年乙未と六年丙申との間にはさまって記されている以下の部分である²⁷。

百残新羅旧は属民由来朝貢而倭以辛卯年来渡海破百残□□新羅以為臣民。以六年丙申王躬率水軍討滅殘国……

好太王碑文に関しては、右の辛卯年の箇所をめぐって、日本の参謀本部による改竄説かざんやその解釈をめぐっての正反対の立場が目立つ。このあたりの研究史けんきゅうしについて周知のことなので省く。

さて、辛卯年の解釈については、最近までの解釈は「百残・新羅、旧は属民にして、由来朝貢す。而るに倭、辛卯の年を以て、来りて海を渡り、百残を破り、□□新羅、以て臣民と為す」というのが一般的な解釈であつたろう。即ち、高句麗は、百濟・新羅をもともと属民にしていたが、辛卯年（三九一年）に倭が海を渡って来て、百濟・新羅を破り（□□の部分不明なのであるが、ここに加羅を入れる場合も多い）臣民としてしまった。そこで好太王は六年丙申（三九六）に自ら水軍を率いて殘国（百濟）を討滅したとなる。したがって、辛卯年の記銘は六年丙申の記銘を説明するための「前置文」であるといわれている（これを「大前置文」として、六年丙申のみならず、そのあとの倭関係の記銘の全部の前置文とみる説もある）。

右の解釈において二つの問題点があつた。一つは、「倭以辛卯年来渡海」の部分で、倭が辛卯年に半島に「来て海を渡った」という二重の言いまわしになっている点である。ここは「来」の文字は不用という意見である。第二に辛卯年（三九一年）に海を渡ってきて、百濟・新羅を破って臣民としてしまったという史実に相当するものがみあたらないという点であろう。

第一の点はその後、「倭以辛卯年来、渡海破百残□□新羅……」とよみ、「来」を動詞でなく時間の経過を示す用語とみて「倭、辛卯年以来」「倭、辛卯年よりこのかた」「倭、以って辛卯の年より」というよみ方をとる説が目立ってきた。筆者もこのよみ方に賛成する。このよみ方は、その結果として辛卯年を三九一年に限定する必要のない方向に發展していく。即ち、第二の問題とからんでくる。

「辛卯年」という干支は、この碑文の中で特異な年紀となっている。碑文全体の編年は広開土王（好太王）時代の年号ネラス＋干支となっており、年号を冠しない辛卯年は明らかにそうした編年の中に入っておらず、広開土王時代でないことを示している。永樂五年は乙未であるから、永樂元年は辛卯年の年であり、それは即位元年ということになる。一方、『三国史記』高句麗本紀の紀年では故国壤王は八年で、広開土王元年はその翌年の壬辰年となっている。即ち『三国史記』では九年五月に故国壤王は薨去しており、その年の九年五月に広開土王は即位したとある。したがって、辛卯年の九年五月以前だと故国壤王の時代に入る。

この点すでに角林文雄の指摘がある。辛卯年に永樂元年の年号が冠されていない点について、那珂通世は倭が渡海して百濟・新羅を破つたのは三九一年辛卯年の内、広開土王即位以前のことだったから彼の年号である永樂を使っていないと解しているが、角林は故国壤王が亡くなった

のが辛卯年の五月だとすると、「五月以前に倭が渡海して百済と新羅を破ったと見るのは、少し窮屈な気がする」といわれている。

碑文をみると、もう一箇処干支のみがあらわれている。それは一面に「甲寅年九月廿九日乙酉遷就山陵」、於_レ是立_レ碑銘_レ記勲績_レ以示_レ後世_レ焉」とある。この甲寅は四一四年長寿王二年で、この年長寿王は広開土王の勲績を碑文にして建立したのである。この点からも、辛卯年は広開土王の時代の外にあるものだ_{と判断できる}。それ故辛卯年は三九一年ではなく、もう一運繰り上がった三二三年とみる私見を提示したい。以下、私見が成りたつか考察してみたい。

4

辛卯年を三九一年とした場合、百残・新羅を破り臣民にしたという記銘はどう理解できるのだろうか。すでにみたように「辛卯の年以來」の意味とすると、一応は三九一年の時点のみでなく、それ以後の三九六（六年丙寅）までの期間が考えられるが、それに相当する事件があったであろうか。

この点、これをもっとも説得的に解釈しているのは武田幸男⁵³である。氏は「辛卯年条の百済は、辛卯年頃から従来の倭との関係を強めて倭の勢力を導き入れ高句麗の南下に備えたが、他方、高句麗は憎き百済に呼応したた_{らぬ}倭の動向を察知し、その情勢について倭が「百残を破」ったものとはなはだ重大に認識したのであろう」とし、また『三国史記』百済本紀、辰斯王八（三九二）年壬辰十月に「王田_三於狗原_一、經_レ句不_レ返、十一月薨_三於狗原行宮_一」と王の不審な死がみえ、これに対応するように紀の応神天皇三年（壬辰）是歲条に「百済の辰斯王立ちて、貴国に失礼し、故、紀角宿祢・羽田矢代宿祢・石川宿祢・木菟宿祢を遣して其礼無き状を噴議はしむ。是に由りて、百済国、辰斯王を殺して謝ひにき。紀角宿祢等、便に阿花を立てて王として帰れり」とある。こうした倭の百済への「内政干渉」を百済を「臣民」とした傍証とみている。一方、新羅については、『三国遺事』卷一、奈勿王、金堤上の項に、那密王（奈勿王）即位三十八年庚寅（三九〇）に倭王が使者を遣わしてきて、王子一人の派遣を願った。王は三子の美海（未叱喜）十歳を送った。倭王は抑留して三十年も帰さなかったとある。同じ事は、『三国史記』新羅本紀、実聖尼師今元（四〇二）年三月条に「与_三倭国_一通好。以_三奈勿王子未斯欣_一為_レ質」とある。

武田は、『三国遺事』の方の記事を重視して、辛卯年（三九一）のころに新羅は倭に入質を送ったものとおもわれ、新羅は倭の「臣民」と規定されるような状態になったといわれている。

右の武田の指摘は、三九一年以後の百済や新羅の「臣民」化の史実を探りだそうとした結果なのであるが、碑文の辛卯年を三九一年にしたため、少々無理が感じられる。最初の百済に関してであるが、百済の「臣民」化は三六〇年代まで遡って考察されなければならぬ。この点は角林

の指摘がある。

三二一・四年の楽浪・帯方二郡の高句麗による併合後、三二六の西晋の滅亡、華北方面の五胡十六国の乱立と華南方面の東晋の成立（遷都）があり、俄かに高句麗も五胡十六国の中の鮮卑族との対応に悩まされることになる。鮮卑族の慕容皝の時代（三三七年に慕容皝は燕王の地位に就く）、三三九年皝は高句麗を攻め、翌年、高句麗故国原王は世子を遣わし、皝の下に朝貢した。さらに三四二年には高句麗の都丸都城に侵攻、高句麗王釗（故国原王）は逃れたものの、母と妻は連れさられてしまう。そして先代の高句麗王の乙弗（美川王）の墓も暴かれ屍はもちさらされ、捕虜五万余が連行され、王宮は焼かれ、丸都城は破壊された。翌三四三年、故国原王は弟を前燕に遣わし朝貢し、美川王の屍体を返してもらったが、母・妻はそのまま人質として抑留された。三四五年、皝は高句麗を攻め、南蘇城を取り、そこに戍鎮を設置して帰った。三五五年には燕に遣使、人質を納れ貢物をおさめて王母を帰してくれることを願いゆるされた。そして、故国原王を征東大將軍・營州刺史・楽浪公に封じた。これにより高句麗は、燕王の冊封体制のなかに組みこまれたことになる（以上は、『三国史記』高句麗本紀、故国原王の項参照）。したがって、これ以後、高句麗の南下政策が本格化するものとみられる。

『三国史記』によると三六九年（高句麗故国原王三十九年、百済近肖古王二十四年）、高句麗は兵二万をもって百済に侵入、雉壤で戦いになったが、百済王は太子を派遣し、これを撃破し、五千余の級を獲った。三七一年になって高句麗は再び百済を来襲するも敗北してしまう。この年の冬十月になって、今度は百済王と太子は精兵三万をもって高句麗に侵入し平壤城で交戦となり、高句麗王斯由（釗）は故国原王は流矢に当たって敗死してしまう。この結果、百済は都を漢山に移し、翌年東晋に入朝している。

三七一年の高句麗王の敗死は、百済の国力伸張を示すもので、その背景に百済と倭国との軍事同盟があったものとみられている。すでにみたようにその一端は、泰和四年（三六九）の七支刀銘に示されている。この点は、紀によっても確認することができる。神功皇后紀四十六年（修正紀年三六六年）には、斯摩宿祢を卓淳国に遣した。その時、卓淳の早岐（王）は、甲子の年（三六四）七月百済から久氏・弥州流・莫古の三人が来て日本と国交を開きたいとの要望があったと伝えた。そこで斯摩宿祢は百済へ従者を派遣した。四十七年（三六七）になって、久氏・弥州流・莫古が日本に朝貢したとある。

ここにみる卓淳国は洛東江中流域の慶尚北道大邱の地で、加羅国の内でも東北に位置し、最も新羅に近接した交通の要衝の地であった。この卓淳国が百済と倭国の国交の媒介者になったわけである。近年指摘されているようにこの時期百済はまだ全羅北道南道の馬韓諸国を支配圏に包摂しておらず、したがって「百済がソウル付近（漢城の地―筆者）から倭国に至るのに従来から最も普通だった西南岸經由の海上ルートを確保していなかったことを示している。しかしそれは同時に大邱に至る陸上ルートは百済が確保していたということである。ソウルから大邱に抜け

る最も容易な道は忠清南道大田付近から錦江を上流へとさかのぼり、秋風嶺を越えて、洛東江流域へ出るものである。おそらく百濟は、忠清南道の東部、錦江上流地域にまで進出していたのだろう」との上垣外憲^⑧の指摘がある。『紀』神功紀四十六年条は、この時期百濟と倭国との国交の接点が内陸部の卓淳国であったことを伝えていて興味深い。

周知のように神功皇后紀五十二年（壬申、三七二年）には、久氏等が千熊長彦に従って来り、七枝刀一口、七子鏡一面及び種々の重宝を献上したとある（記の応神天皇の段にも百濟国王照古王が横刀及大鏡を貢上したとある）。この七枝刀が例の石上神宮の七支刀にあたるものといわれている。金石文（七支刀銘）が『紀』によって裏付けられ、倭国と百濟との国交―軍事同盟が三六九年以前に始まることが予想される。

ともかく三七一年の高句麗故国原王の敗死後、高句麗と百濟との対立・抗争はますます激しくなることは『三国史記』をみればわかる。碑文が語るような倭が百濟を破り文字通り臣民化したという史実は認めたいが、百濟の背後には倭がいて倭の軍事指揮のなかに百濟がくみこまれていたと高句麗側が認識していたのであろう。それは三九一年以後でなく、三六九年頃からのことであった。

次に新羅の「臣民」化についてであるが、武田は新羅の「臣民」化の理由づけを三九一（辛卯）年の新羅の未斯欣の入質にみていた。ただ、未斯欣の入質については、『三国史記』はこれを四〇二年としており、その違いが問題となる。また、『紀』の神功皇后摂政前紀に古新羅王波沙寐錦が微叱己知波珍干岐を以て質として降伏したとある。ここにみえる微叱己知（波珍干岐は新羅十七等官位の第四位）は奈勿王の子の未斯欣（美海、又未叱喜）に当るが、新羅王波沙寐錦（八〇―一一二年、『三国史記』新羅本紀）とは大部ズレがある。なお、神功摂政五年三月条には、新羅王が使者を遣わし、質の微叱許智伐早を返して欲しいとして、そこに紛争がおこっている。

『三国史記』新羅本紀によれば、未斯欣が質となったのは、実聖王の元年（四〇二）で次の訥祇王の二年（四一八）に倭から逃げ還ったとある。一方『三国遺事』は、すでにみたように三十年とどめられ、訥祇王十年（四二八）に金堤上の功勞によって倭王のもとから逃げ帰ったとある。

右の『三国史記』『三国遺事』『日本書紀』は、細部において種々の違いはあるが、三書の原所伝には未斯欣（微叱許智）という王子が質となつて倭王のもとに送られたこと、長期間倭王のもとに留められ逃げ帰ったことは確かな伝承として伝えられていたとみてよい。『書紀』の方は、三品彰英^④のいうように新羅の所伝（文献）によって、書紀編者が採用したとみられる。したがって、未斯欣の入質の時期は、奈勿王代の三九〇年（『三国遺事』）か次の実聖王の元年（四〇二）（『三国史記』）のどちらかであるということになる。

右の論点については長くなるので本稿では、その詳細は省略したい。結論としては、時代的背景からみて奈勿王の三九〇年の方に蓋然性があると考えられる。

この奈勿王代には、三九二年に実聖が高句麗に入質している（『三国史記』新羅本紀、奈勿王三十七年。同高句麗本紀、故国壤王九年）。この

実聖は奈勿王の四十六年(四〇一)に帰国して、翌年には王位に就く。高句麗の強い影響力の下での即位であったと推測される。新羅は、三九〇年に倭国に未斯欣を入質し、三九二年には高句麗に実聖を入質した。武田のいうように「新羅は高句麗に隷属する一方で、倭に人質を送っていた」のである。即ち、奈勿王代の三九〇年頃には、新羅はまだ倭国と高句麗との二面作戦をとっていた時期であった。しかし、実聖王代の四〇二年の時点では、高寛敏のいうように「新羅は高句麗の一元的支配下にあり、高句麗と敵対する倭に入質する情況にはなかった」であろう。

問題としたいのは、右にみた人質事件が新羅の「臣民」化の理由づけになるのであるか。人質というような外交関係の複雑で細かい所が高句麗側に情報として把握されていたのであろうか。また高句麗も新羅の人質(実聖)を確保していたわけである(即ち、新羅は倭国にも高句麗にも両属していた)から、碑文にみる倭の新羅の「臣民」化の説明としてはしっくりとこない感じもする。そうした人質という一回的事件よりも、三三一(辛卯)年以後の『三国史記』にみる倭の新羅への度重なる進攻の方が重要であろう。^④

すでに掲げた新羅本紀の倭兵の来襲記事として、訖解王三十七(三四六)年、奈勿王代には九(三六四)年、三八(三九三)年がみえる。そしてこの来襲は新羅の金城(王城)を囲むというたいへん激戦の事態を生んでいる。

5

この新羅征討は、『紀』にもみえている。問題点の多い神功紀四十九年(己巳)や六十二年(壬午)の記事である。とくに四十九年の己巳条については未松保和以来のその信憑性をめぐって大きな論争史があるので、六十二年壬午条の方から検討していきたい。

六十二年、新羅不_レ朝。即年、遣_二襲津彦_一擊_二新羅_一。百濟記云、壬午年、新羅不_レ奉_二貴國_一。々々遣_二沙至比跪_一令_レ討之。新羅人莊_二飾美女二人_一、迎_二誘於津_一。沙至比跪、受_二其美女_一、反伐_二加羅國_一、々々々王己本旱岐、及兒百久至・阿首至・國沙利・伊羅麻酒・爾汶至等、將_二其人民_一、來_二奔百濟_一。百濟厚遇之。加羅國王妹既殿至、向_二大倭_一啓云、天皇遣_二沙至比跪_一、以_二討_二新羅_一。而納_二新羅美女_一、捨而不_レ討。反滅_二我國_一。兄弟人民、皆爲流沈。不_レ任_二憂思_一。故、以來啓。天皇大怒、即遣_二木羅斤資_一、領_二兵衆_一來_二集加羅_一、復_二其社禊_一。一云、沙至比跪、知_二天皇怒_一、不_レ敢公還。乃自竄伏。其妹有_二幸於皇宮_一者。比跪密遣_二使人_一、問_二天皇怒解不_一。妹乃託_二夢言_一、今夜夢見_二沙至比跪_一。天皇大怒云、比跪何敢來。妹以_二皇言_一報之。比跪知_レ不_レ免、入_二石穴_一而死也。

右の記事について未松保和は「日本が沙至比跪を遣はして新羅を討たしめた理由、沙至比跪が新羅を討たなかった理由は、説話めいて、

そのまま受け取り難いが、沙至比跪が新羅を討たず、かえって加羅を討ったこと、加羅国王が一族をひきつれて百済に奔入したこと、木羅斤資が改めて遣はされ、加羅を復興したこと、それらすべてのことは事実として認められる」とされている。三品彰英も「本文の記事は注記の『百済記』壬午の年の記載によって書かれ、『百済記』の沙至比跪を襲津彦に推当したものである。この『百済記』の内容を通覧して分るように、これは全く百済側の所伝であり、従ってわが国側の襲津彦の所伝とは別系統のものである。そうして沙至比跪と襲津彦との人名の近似ばかりでなく『其（沙至比跪）の妹皇宮に幸る者あり』ということも、襲津彦の女嬖之媛と仁徳との関係を指すものと考えて（妹と娘との誤伝があるけれども）よいであろう。別系の史料がこの程度にまで一致することは珍らしいことで、寧ろ高く評価して然るべきである」といわれている。また平野邦雄^⑧も、六十二年条は『書紀』の分註に『百済記』に曰くとあり、干支を明示する点で、さらに『百済記』の人名などの書法も固有性があがり古い表記法であることから、その信憑性を確認できるとしているが、ただ「『百済記』の原文で百済側から提出された史料であるにしても、……天皇と沙至比跪の間に展開されるドラマチックな物語は、『百済記』が編纂された時点で潤色されたものと思われる」といわれている。

分註の『百済記』は説話型の記事となっており、その点で後代の潤色は考えられるが、壬午年（三八二）沙至比跪が新羅を征討しようとしたという史実性は動かないであろう。ただここで木羅斤資が登場している点は以下にみるように問題となっている。

山尾幸久^⑨の言われるように、木羅斤資とその子の木満致は『百済記』によって作られた(a)神功皇后紀四十九年条本文、(b)神功紀六十二年条注引『百済記』、(c)応神紀二十五年条本文および注引『百済記』の都合三箇所に見える。各々干支二運繰下げて、(a)三六九年、(b)三八二年、(c)四一四年と理解されている。木満致については、(c)の応神二十五年条に以下の如くみえる。

廿五年、百済直支王薨。即子久爾辛立爲王。王年幼。木満致執國政。與王母相姪、多行無禮。天皇聞而召之。百済記云、木満致者、是木羅斤資、討新羅時、娶其國婦、而所生也。以其父功、專於任那。來入我國、往還貴國。承制天朝、執我國政。權重當世。然天朝聞其暴召之。

したがって、木羅斤資は四世紀半ばから後半の人、木満致は四世紀後半から五世紀前半の人であるとしか考えられない。しかるに、(a) (c)の記事の作為性を証明するのは、『三国史記』百済本紀、蓋鹵王二十一（四七五）年条に、百済の蓋鹵王は高句麗との戦いで敗死するが、その子の「文周乃與木務滿致、祖弥築取、南行焉」の記事がみえる点である。即ち木満致は蓋鹵王代の重臣で、蓋鹵王の敗死とともに文周に従って南の熊津城（公州）に遷都したのであって、四七五年頃には存命であったことがわかる。

(c)の『百濟記』に木滿致は木羅斤資の子で新羅を討ったとき、その国婦との間に生れた子であるとあり、(a)の木羅斤資の新羅征討の時よりもなく誕生したとすれば、彼は四七五年当時すでに百余歳となりありえないことである。したがってすでに津田左右吉の指摘があるように、(b)は干支二巡繰り下げの原則よりもさらにもう一巡下げなければならぬとする。結局、(b)の『百濟記』の原文は、毗有王壬午(四四二)年であつたとすべきである(c)は蓋鹵王甲寅(四七四年)。

以上の山尾の見解は、(b)(c)に関しては津田左右吉によつてゐるが、(a)の己巳年の史実(未松によつて任那支配の成立とみられた記事)についてもこれを二巡でなくもう一巡下げるといふものであつた。ここでは、当面(b)についての議論であるから、それについてのべると、(b)の『百濟記』全体を三巡(一八〇年)下げるといふ点については、沙至比跪の処理が問題となるのではないか。沙至比跪は、紀の襲津彦に当るから、彼を雄略朝頃(五世紀後半)の人物とみることはできないからである。もつとも『紀』の編者が沙至比跪に襲津彦の字を充てただけだとする意見もある。又、本来は沙至比跪と襲津彦は別個の人物だとする考え方もある。現に高寛敏は沙至比跪を襲津彦に比定するのは根拠がないとし、五世紀後半から六世紀初頃の大使伴手彦に比定している。そして倭人の沙至比跪が『百濟本記』(紀の)にみえないのは、『百濟記』がその人名を借用したため『百濟本記』から削られたといふ。高の議論は沙至比跪をうまく処理できなくなったがゆえの苦肉の結論のように筆者には思える。すでに三品の見方を示しておいたように、襲津彦は対朝鮮軍事・外交で活躍した人物として日本側に伝えられていた人物であり、『百濟記』にみえる沙至比跪が襲津彦と同一の人物であると認定した結果が(b)の記事であつたと理解すべきであろう。襲津彦造作説は、紀にみえる襲津彦傳承の強さを無視するものである。この点では井上光貞の著名な論文がある。

(b)の『百濟記』を三巡(一八〇年)下げて五世紀後半頃の史実をみようとする説の要は木羅斤資と木滿致父子の年令の不自然さにあつた。しかし、この点についてはすでに大橋信弥の以下の明解な見解が提示されている。

まず木滿致の出生であるが、滿致の父木羅斤資の新羅征討は、(a)神功紀四十九(三六九)年にみえるだけでなく、(b)神功紀六十二(三八二)年の場合もありうる。可能性としては(a)(b)以外も考えうる。仮に(a)(b)の時点としても、木羅斤資が新羅の婦人を妻としてただちに滿致が生まれたとは断定できないから、少なくとも(c)の応仁二十五(四一四)年の時点(実際は四二九年とみる)には成人に達してゐたとして問題を立てるべきだろうといわれる。

大橋はさらに、(c)の史料の検討に入る。即ち、滿致が百濟の国政を掌握したのは腆支王が亡くなり幼少の久爾辛王が即位した時点と考えるが、『三国史記』百濟本紀では腆支王の死と久爾辛王の即位を四二〇年としており、『書紀』応神二十五年は修正紀年四一四年となり、『宋書』では四二五年に百濟王映(腆支王)に進号したことがみえ、それぞれまちまちである。詳しい考証は省くが、大橋は、腆支王の死は三品の考証によつ

て四二八年、その直後、木満致の画策によって久爾辛王が即位したが、これに反対する勢力があつてその久爾辛王を排除して毗有王ひゆうの擁立がなされたといふ。

以上、大橋おおいしによると、久爾辛王の即位は四二九であつたとすると、当然木満致が国政を掌握したのも四一四年ではなくなり、再び満致が姿をあらわす四七五年までの年数は四十六年余となつて、満致の年令について津田・山尾以来の疑問に解決がえられたといふ。

久爾辛王前後は政治的に複雑な所があり、筆者なりの検討が必要なのであるが、今はその余裕がなく大橋の見解に従う。

以上大部長い議論となつたが、神功紀六十二年壬午（三八二）の倭国（沙至比脆）による新羅征討事件は史実性があることが了解できた。もちろんこれは神功皇后の実在性とは無関係のことであるし、神功皇后の「事業」ともむすびつかないものである。

（以下、次号に続く）。

（付記）

本稿は、筆者の下手際もあつて、途中で打ち切らざるをえなくなった。以下は来年度の紀要に続稿ということになる。そこでこのままでは、筆者の意図が十分伝わらないことを恐れて、付記ということで凡その結論めいたことを述べておきたい。

本稿では、特に好太王碑文の辛卯年条に関して、辛卯年を従来の三九一年でなく、六〇年くりあげて三三一年と考へた。辛卯年条は「倭は辛卯年（三三一）以来、度々海を渡つて来て、やがて百残・新羅を破り臣民としてしまった」と解釈した。即ち辛卯年という年は倭の半島進出の起点なのであつて、その年に実態があるわけではない。辛卯年を三九一年とすると、倭のそれ以前の半島への進出、関与、交渉の歴史が空白のなかに閉じ込められてしまう。すでに倭は、百済との軍事同盟のもとで、四世紀中頃以降対高句麗戦を積極的に支援してきたことは事実であるし、一方新羅に対しても四世紀代を通して度々軍事介入があつた。文字通りの「臣民」化ということではないが、高句麗側が百済・新羅が倭によつて「臣民」化されたという認識が生まれる情況が三九一年以前の四世紀中頃以降にあつたことを本稿で指摘した。問題はなぜ三三一年の辛卯年なのかであるが、この辛卯年は高句麗を亡国の危機に追いこんだ故国原王の即位年（『三国史記』高句麗本紀）であつた。結局、「辛卯年以來」というのは、「故国原王即位以來」ということになる。とくに百済侵攻による三七一年の故国原王の敗死の背後に倭国があつたという認識があつたのであろう。これは長寿王からみた忌むしい回想である。好太王碑文には好太王の主敵が倭であつたことが強調されている。

本稿は『日本書紀』や『三国史記』の史料批判、日朝関係史への姿勢、方法論ともかかわつており、ある意味ではこの方が重要であらう。この点は次号で述べたい。

- ① 七支刀銘文については、吉田晶『七支刀の謎を解く―四世紀後半の百済と倭―』二〇〇一年、が近年のもっとも精緻な研究であって教えられる所が多い。
- ② 榎一雄によれば、百済という名が中国の史籍にみえる最初は『晋書』慕容皝伝の中に咸康八（三四二）年参軍封裕が皝を諫めた話があり、その中に句麗・百済がみえる。ついで『資治通鑑』晋紀、穆帝永和二（三四六）年の条に初め夫余は鹿山に居り、百済のために侵されたとあるという（改訂増補版『邪馬台国』一四九ページ、一九七八年）
- ③ 『任那興亡史（増補版）』一九七一年、のち『未松保和朝鮮史著作集4 古代の日本と朝鮮』一九九六年に所収。
- ④ 前掲③に同じ、六八ページ。
- ⑤ 前掲②に同じ。六七ページ。
- ⑥ 前掲②に同じ。一六四〜六ページ。
- ⑦ 井上秀雄『任那日本府と倭』一九七三年、同『古代朝鮮』一九七二年。岡田英弘『倭国』一九七七年では、洛東江の海岸に倭人の居留地があったと解すべきだといわれている（二〇二ページ）。
- ⑧ 山尾幸久『古代の日朝関係』一九八九年の第一章四節「倭人と任那」に井上説への批判がみえる。
- ⑨ 岩波文庫本、一九八八年。
- ⑩ 井上秀雄『任那日本府と倭』。平野邦雄『大化前代政治過程の研究』第一編第二章「四・五世紀の倭国」一九八五年。鈴木英夫『古代の倭国と朝鮮諸国』第一編第一章「『三国史記』の倭関係記事」一九九六年。
- ⑪ 井上秀雄『任那日本府と倭』一五四ページ。
- ⑫ 平野邦雄『大化前代政治過程の研究』三二一ページ。
- ⑬ 拙稿「邪馬台国と女王国」（大東文化大学『人文科学』八号、二〇〇三年）。
- ⑭ 『日本書紀朝鮮関係記事考証上』一七〇〜一ページ。一九六二年。
- ⑮ 『日本書紀と古代朝鮮』三二九ページ（七章「五世紀以前の倭」）、一九九三年。
- ⑯ 前掲①『七支刀の謎を解く』八二ページ。
- ⑰ 旗田巍『『三国史記』新羅本紀にあらわれた「倭」』（『日本の中の朝鮮文化』一九号、一九七三年）。新しいところでは、鈴木英夫『古代の

倭国と朝鮮諸国』第一編第一章、一九九六年。「海賊」という規定は、一定の経済的取引圏の中で正統的な位置を確保できない集団が「海賊化」「倭寇化」するもので、単純に経済的・文化的に遅れた種族（集団）の略奪行為ではないのであろう。倭Ⅱ海賊説への反論は、古田武彦『よみがえる卑弥呼』一九九二年（文庫本）第九篇にみえる。

⑱ 『倭国』（新書本）一九七七年。

⑲ 『倭国』九八ページ。

⑳ 真蕃郡は大体、忠清道と全羅北道、慶尚北道北区で、郡治（郡の行政官庁の所在地）の書県は錦江流域あるいは全羅南道の榮山江の河口付近、あるいは慶尚道の慶州・東萊間と考えられている（三上次男『古代東北アジア史研究』第一篇第三「南部朝鮮における韓人部族国家の成立と発展」九四～五ページ、一九六六年）。

㉑ 『古代東アジアの民族と国家』第一篇第一章「東アジアの諸国と人の移動」、一九九八年。

㉒ 未松保和「真蕃郡治考」（『青丘史草』第一、一九六五年四月、のち『未松保和朝鮮史著作集3—高句麗と朝鮮古代史—』に所収、一九九六年）。

㉓ 洛東江は韓国のナイル川といわれているが、『魏志』韓伝でも弁辰の地は「土地肥美、宜種五穀及稻」とある。加那の鉄に関しては東潮『古代東アジアの鉄と倭』第九章、終章、一九九九年参照。また倭王権と加那の鉄をめぐる交渉史については、鈴木靖民「加那の鉄と倭王権についての歴史的パースペクティブ」（門脇禎二編『日本古代国家の展開上巻』所収、一九九五年）を参照。

㉔ 『韓国古代史研究』第四篇「三韓問題の研究」一九八〇年。

㉕ 魏志では月支国、後漢書では目支国であるから、オリジナル性からいって月支国がよいのではないか。

㉖ 李丙焘『韓国古代史研究』二五八ページ。

㉗ 金元龍「三国時代の開始に関する一考察—三国史記と樂浪郡の再検討—」（金廷鶴篇『日韓古代国家の起源』所収、一九八〇年）。ここで金は『三国史記』不信説に対する反論を試みている。金哲峻『韓国古代社会研究』第一篇第二章「新羅上古世系とその編年」一九八一年。金は新羅上古王の王名を奈勿以後の観念的投射としての虚構をみる点に反論している。

㉘ 木下礼仁『日本書紀と古代朝鮮』三三三三ページ。

㉙ 佐伯有清『古代演習 七支刀と広開土王碑』一九七七年による。

㉚ 近年のものとして白崎昭一郎『広開土王碑文の研究』一九九三年を参照。

- ③① この辛卯年条の解釈で、海を渡ってきて百済・新羅を破った主体を高句麗とみる解釈が朝鮮史家に強かったが、この点については、武田幸男『高句麗史と東アジア』第二編第七章、一九八九年や中国史家の王健群『好太王碑の研究』第五章、一九八四年の研究によって倭が主体としなければ成立しない文であることが解明された。
- ③② 前掲②⑨に同じ。
- ③③ 未松保和『任那興亡史』七一ページ。
- ③④ 辛卯年条は単に永樂六年条の前置文であるにとどまらず、それに続けて百済・新羅、倭との関係を述べている碑文全体にかかる「大前置文」であるとされる（浜田耕策「高句麗広開土王陵碑文の研究」、『朝鮮史研究会論文集』十一、一九七四年。山尾幸久「古代の日朝関係史」一九七ページ）。
- ③⑤ 西嶋定生「広開土王碑辛卯年条の読み方について」（『シンポジウム好太王碑』所収、一九八五年）。王健群『好太王碑の研究』一七九ページ。山尾幸久「古代の日朝関係」。金廷鶴『日本の歴史別巻1—任那と日本』一九七七年。武田幸男「辛卯年条記事の再吟味」（『高句麗史と東アジア』）。角林文雄「高句麗広開土王碑文にみえる各国の戦略」（『日本書紀研究』一九冊、一九九四年）。日本史の高校教科書でもこの解釈をとるものが多くなった（『新撰日本史B』東京書籍。『詳説日本史B』山川出版。『最新日本史』明成社など）。
- ③⑥ 「高句麗広開土王碑文にみえる各国の戦略」（『日本書紀研究』十九冊）。
- ③⑦ 那珂は、韓人では前王の末年をもって新王の元年を立てる習慣であるから、永樂元年は故国壤王の末年であるが、永樂元年といわないで辛卯と干支のみ記したのは広開土王即位元年の前にあるゆえであるといわれている（『外交釈史』巻四、三三三―三五三「高句麗古碑考」、『那珂通世遺書』一九一五年所収）。
- ③⑧ 「高句麗史と東アジア」第一篇文章「辛卯年条記事の再吟味」。
- ③⑨ 前掲③⑥に同じ。
- ④⑩ 卓淳国は近年、洛東江下流、海岸部の昌原市南部とする説がある（田中俊明「大加那連盟の興亡」と『任那』二二三―二四四ページ、一九九二年。山尾幸久「筑紫磐井の戦争」一五六ページ、一九九九年）。
- ④⑪ 田中俊明「韓国の前方後円形古墳の被葬者・造墓集団に対する私見」（『朝鮮学会編』『前方後円墳と古代日朝関係』所収、二〇〇二年）。東潮「倭と栄山江流域—倭韓の前方後円墳をめぐって—」（『朝鮮学会編』『前方後円墳と古代日朝関係』所収）。
- ④⑫ 「天孫降臨への道」（文庫本）、一九六ページ、一九九〇年。

④3 『三国遺事』の紀年では三九〇年であるが、『三国史記』の紀年では三九一年となる。

④4 『日本書紀朝鮮関係記事考証上巻』八三ページ。

④5 武田幸男『高句麗史と東アジア』一七〇ページ。

④6 高寛敏『古代朝鮮諸国と倭国』一七五ページ、一九九七年。なお高は『三国遺事』の奈勿王代三九〇年の未斯欣の人質を否定される。東アジアで人質関係が成立していたのは、高句麗と新羅間だけであり、四〇二(実聖王元年)「未斯欣は倭に出兵を思いとどまらせるために、高句麗・新羅両国の意向を受けて派遣されたのであるが、その試みは成功せず、未斯欣は倭に抑留された」という。右の高の考えは想像力をかきたてておもしろいが、単なる想像の域を出ず、そのようなことがこの時期の倭国と新羅との外交交渉として有りえたのか疑問の所である。

④7 金廷鶴『百済と倭国』(一一七ページ、一九八一年)は、新羅と倭の関係は四世紀中葉以来倭の来侵がしばしばあった。『三国史記』におけるこの倭の来寇記事は碑に辛卯年以來、倭が来侵したというその史実にあたるといえようといわれ、『三国史記』の記事に信憑性をおいている。

④8 『任那興亡史』四一ページ。

④9 『日本書紀朝鮮関係記事考証』二〇四～五ページ(二〇〇三年の新版による)。

⑤0 『大化前代政治過程の研究』二二～三ページ。なお池内宏『日本上代史の一研究』三五ページ、一九七〇年もこの記事を肯定的にみている。

⑤1 『日本古代国家形成史論』第Ⅱ編第四章二節「任那成立記事の史料批判」、一九八三年。同『古代の日朝関係』前編二章二節「任那成立記事の史料批判」、一九八九年。

⑤2 「百済に関する日本書紀の記載」(『日本古典の研究下』二二五ページ、一九七二年)。

⑤3 津田左右吉『日本古典の研究下』二二二ページ。津田は「沙至比跪に襲津彦の字を充てたもので」とあるという。

⑤4 『古代朝鮮諸国と倭国』一一四ページ。

⑤5 『日本書紀朝鮮関係記事考証上』二〇〇～一ページ。

⑤6 「帝紀からみた葛城氏」(『日本古代国家の研究』、一九六五年)。

⑤7 『日本古代の王権と氏族』第一篇第四章「百済における木笏滿致専制体制の成立」、一九九六年。

⑤8 三品は、毗有王の即位を四二九(己巳)とみて木滿致が久爾辛王の存在を無視したとする。氏は『三国史記』百済本紀が百済王の系譜に

において、かえって実情から離れており、書紀の方がその実相を示しているという（三品彰英「日本書紀所載の百済王暦」、『日本書紀研究』第一冊、一九六四年）

⑤⑨ 坂元義種は、『宋書』百済国伝に「元嘉七年（四三〇）、百済王余毗、復修貢職。以映爵号授之」とあって、余毗（毗有王）は『三国史記』では久尔辛王のあとを継いだのであるが、その爵号は「映」（余映で直支王＝腆支王）の継承を意味していたことになる。これからすると久尔辛王は宋の冊封をうけていなかったらしい、あるいは毗有王の事情で「映」の後継者たることを特に主張する必要があったのかと問題視されている（『古代東アジアの日本と朝鮮』一三八ページ、一九七八年）。また『三国史記』百済本紀をみると、久尔辛王は即位したと八年冬十二月に薨去したことのわずか二行の全く内容の無い記事しかなく、金廷鶴『百済と倭国』は久尔辛王の存在自体にあやふやなところがあるといわれている。これらの点は、すでに三品彰英「日本書紀所載の百済王暦」（『日本書紀研究』第一冊）によって指摘されている。

⑥⑩ 『日本古代の王権と氏族』一二四～七ページ。

（追記） 本稿は、平成十四年度、大東文化大学特別研究費の助成による成果の一部である。大学関係者各位の御高配に深く感謝するものである。